

# デイサービス Clover 運営規程

## 地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業

※この運営規程は、公表にあたり従業員の数等ができる限り正確に伝わるために、本来の運営規程に一部変更を加えています。

### (事業の目的)

第 1 条 有限会社 シオカ が開設するデイサービス Clover (以下「事業所」という) が行う指定地域密着型通所介護及び指定第 1 号通所事業の事業 (以下「事業」という) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で事業の提供に当たるもの (以下「従業者」) が、要介護状態 (第 1 号通所事業にあつては要支援状態または事業対象者の状態) にある者 (以下「利用者」) に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第 2 条 事業の提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練の援助を行うことによって、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、向上並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練の援助を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス Clover
- ② 所在地 姫路市網干区津市場 805 番地 3

### (職員の職種、員数及び職務の内容) ~令和 7 年 12 月末時点~

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名 (常勤兼務)  
管理者は、事業の管理、運営にあたる。
- ② 従業者

生活相談員 2名（常勤換算 1.1 常勤兼務 2名）

介護職員 6名（常勤換算 2.3 常勤専従 1名 常勤兼務 4名 非常勤兼務 1名）

看護職員 4名（常勤換算 1.7 非常勤専従 4名）

機能訓練指導員 4名（常勤換算 1.4 常勤兼務 3名 非常勤兼務 1名）

※姫路市運営指導に基づき、職員が2つの職務を行う場合は兼務としています。

従業者は、事業の提供にあたる。

#### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日まで、10月21日・10月22日を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後12時30分まで、午後1時00分から午後4時30分までの2部とする。

#### （事業の利用定員）

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

午前 1部 利用定員 15名

午後 1部 利用定員 15名

#### （事業の内容）

第7条 事業の内容は次の通りとする

- ① 日常生活動作などに関わる機能訓練
- ② 生活指導（相談援助、介助・介護方法の指導など）
- ③ 健康チェック
- ④ アクティビティ
- ⑤ 送迎
- ⑥ その他必要になる介護など

#### （利用料等）

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、送迎1キロメートルあたり 50円徴収する。

3 おやつお茶代として1回100円徴収する。

- 4 アクティビティ材料費として、必要な場合徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

姫路市の、大津、大津茂、南大津、網干、旭陽、勝原、余部、網干西の各小学校区  
たつの市の、御津町釜屋、御津町苅屋、御津町中島の地域  
太子町の、塚森、沖代、米田、糸井、吉原の地域

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第11条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 宗教活動、営利活動、政治活動を行わない。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常設備を設置し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待などの防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他、虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

※③その他、虐待防止のために必要な措置の具体例

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置

- ・成年後見制度の利用支援
- ・介護相談員の受け入れ

(記録の整備)

第14条 事業所は、従業者、設備、備品、職員、及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する、次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- ①通所介護計画及び第1号通所サービス計画書
- ②提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③身体拘束などの態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由の記録
- ④市町村への通知に係る記録
- ⑤苦情の内容等の記録
- ⑥事故の状況、及び事故に際して採った処置の記録 など

(暴力団の排除規程)

第15条 事業所は、暴力団排除の基本理念に基づき、下記事項について誓約する。

- ① 指定を受ける法人の役員は、暴力団員等でないこと（条例に定められている場合に限る）
- ② 事業所の管理者は、暴力団員等でないこと
- ③ 事業所の運営は、暴力団や暴力団員等の支配を受けないこと

(業務継続計画の算定等)

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護・総合事業通所介護の提供を受けられるよう次の措置を講ずるものとする。

- ① 業務継続計画の算定
- ② 従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施
- ③ 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第17条 事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- ① 概ね6か月に1回以上、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業員への周知徹底
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③ 定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

(その他運営についての留意事項)

第18条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 事業所は、居宅介護支援事業者から個別サービス計画（通所介護計画）の提出依頼があった場合、それに協力する。

4 事業所は、利用者やその家族、地域住民の代表、地域包括支援センター等の職員、地域密着型通所介護に知見を有するもので構成された運営推進会議を設置し、概ね6か月に1回以上開催する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 シオカと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

第1条 この規程は、平成22年10月1日から施行するものとする。

第2条 この規程は、平成27年4月15日から施行するものとする。

第3条 この規程は、平成27年8月1日から施行するものとする。

第4条 この規程は、平成28年4月1日から施行するものとする。

第5条 この規程は、たつの市と太子町それぞれ別に定めていた規程を、姫路市の規程に統合し、平成30年4月1日から施行するものとする。

第6条 この規程は、令和4年10月1日から施行するものとする。

第7条 この規程は、令和5年12月1日から施行するものとする。

第8条 この規程は、令和6年4月1日から施行するものとする。